

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	登録業者の従事者に対する技能研修	担当部局・担当課室	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の6	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の制定以来、建築物の大型化、高層化、構造の複雑化が進んだ。また、建築物管理業務は専門性を帯び、専門の管理会社が建築物管理業務を受託することが次第に多くなり、その業務の内容も空気環境の測定、水質検査、清掃など幅広い分野にわたってきた。このような状況を受けて、建築物の環境衛生水準の向上の見地から、建築物の衛生管理業務を営む事業者の資質向上を図るために、一定の基準を充足している事業者について登録制度を設けることと併せて、国や地方自治体からの指導のもとではなく、登録業者が主体的に維持管理業務の改善向上を図ることを促進するため、登録業者又はその団体を社員とする一般社団法人を登録事業の区分ごとに全国的に当該事業を行う団体として指定する制度が昭和55年に設けられた。</p> <p>なお、指定を受けた団体においては、下記の事業を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定 ・登録業者の求めに応じて行う業務の指導 ・登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修 ・登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設 <p>○事務・事業の内容</p> <p>指定を受けた団体においては、登録業者の従事者に対する技能研修として、登録業者において事業所内にて従事者研修を行う際の指導者の養成を行っている。</p>		
事務・事業の目的	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けた者（登録業者）の業務の改善向上を図ることにより建築物における衛生水準を向上させること。		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標Ⅱ－5－1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録	特になし。		

等の基準に対するよくある問合せと回答	
料金等・積算根拠	別紙のとおり
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業従事者研修会指導者講習会 年間実施件数 43 件、受講者数 1,669 人（1 公益社団法人のみ実施） ・防除作業従事者研修会指導者講習会 年間実施件数 1 件、受講者数 54 人 （2 公益社団法人で協議会を構成して実施） <p>○事業収入（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業従事者研修会指導者講習会 手数料収入 17,535 千円（1 公益社団法人のみ実施） ・防除作業従事者研修会指導者講習会 手数料収入 540 千円（2 公益社団法人で協議会を構成して実施）
国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の基準、指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）の一部を改正し、指定基準に係る詳細な事項を定めた（平成21年3月）
事務・事業の必要性・有効性等	<p>○事務・事業の必要性 当該事業は、指定団体が主体的に、登録業者において事業所内にて従事者研修を行う際の指導者の養成に取り組んでいるものであり、登録業者の業務の改善向上には必要である。</p> <p>○事務・事業の妥当性 当該事業は、建築物衛生法に基づく登録制度における登録要件のうち人的基準として挙げられている従事者への研修について、事業主が自ら行う際の技術的な支援を指定団体が主体的に行っているものであり、妥当である。</p> <p>○事務・事業の有効性 当該事業は、建築物の維持管理業務に携わる事業者の登録制度と一体となって実施されており、登録業者の業務の改善向上に効果的である。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 本制度は、国や地方自治体からの指導のもとではなく、登録業者が主体的に維持管理業務の改善向上を図ることを促進するための一環として行われている。それぞれの登録事業区分の特性・実情に応じ、指定を受けた団体自らが具体的な研修内容や基準等を定めて実施しており、国が直接本業務を行うことは困難である。</p>

	<p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p><指定等の基準の妥当性></p> <p>平成20年3月の行革本部決定に基づき、平成21年3月に指定基準を定めており、現在指定されている団体以外の一般社団法人から申請があった場合には、実施計画が指定団体の業務の的確な実施のために適切なものであること、指定団体の業務を適格且つ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること、指定団体の業務以外の業務を行っている場合はその業務を行うことによって指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことという指定基準に基づき指定することができることとしている。これらの指定基準は指定団体がその業務を適格且つ円滑に行うために必要な基準であることから妥当である。</p> <p>なお、本事業を実施する指定団体は、登録業者の業務を適正に行うための技術上の基準の設定、業務の指導等を行うものであり、これら業務を行うことができる団体であることについて厚生労働大臣において慎重に審査する必要があることから、登録制とすることは困難である。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性></p> <p>別紙の2法人はいずれも公益社団法人であり、指定団体の業務に精通した技術的能力を有し、かつ、経理的基礎も有している。さらに、指定団体の業務以外の業務を行っているが、指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことから、指定基準を満たす団体であることから、適格である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定法人との常時の調整や聞き取りから、本事務・事業については適切かつ効率的に実施されていると判断される。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事</p>	<p>特になし</p>

項	
評価結果の 総括 (現状分析 (事務・事 業の評価) と今後の方 向性)	本事業は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとする。
備考	

別紙

合計 2 法人

・ 公益法人 2 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益法人（2法人）			
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	昭和 58 年 4 月	03-3805-7560	－（料金等の設定に当たって、国は関与しない）
公益社団法人日本ペストコントロール協会	昭和 58 年 4 月	03-5207-6321	－（料金等の設定に当たって、国は関与しない）